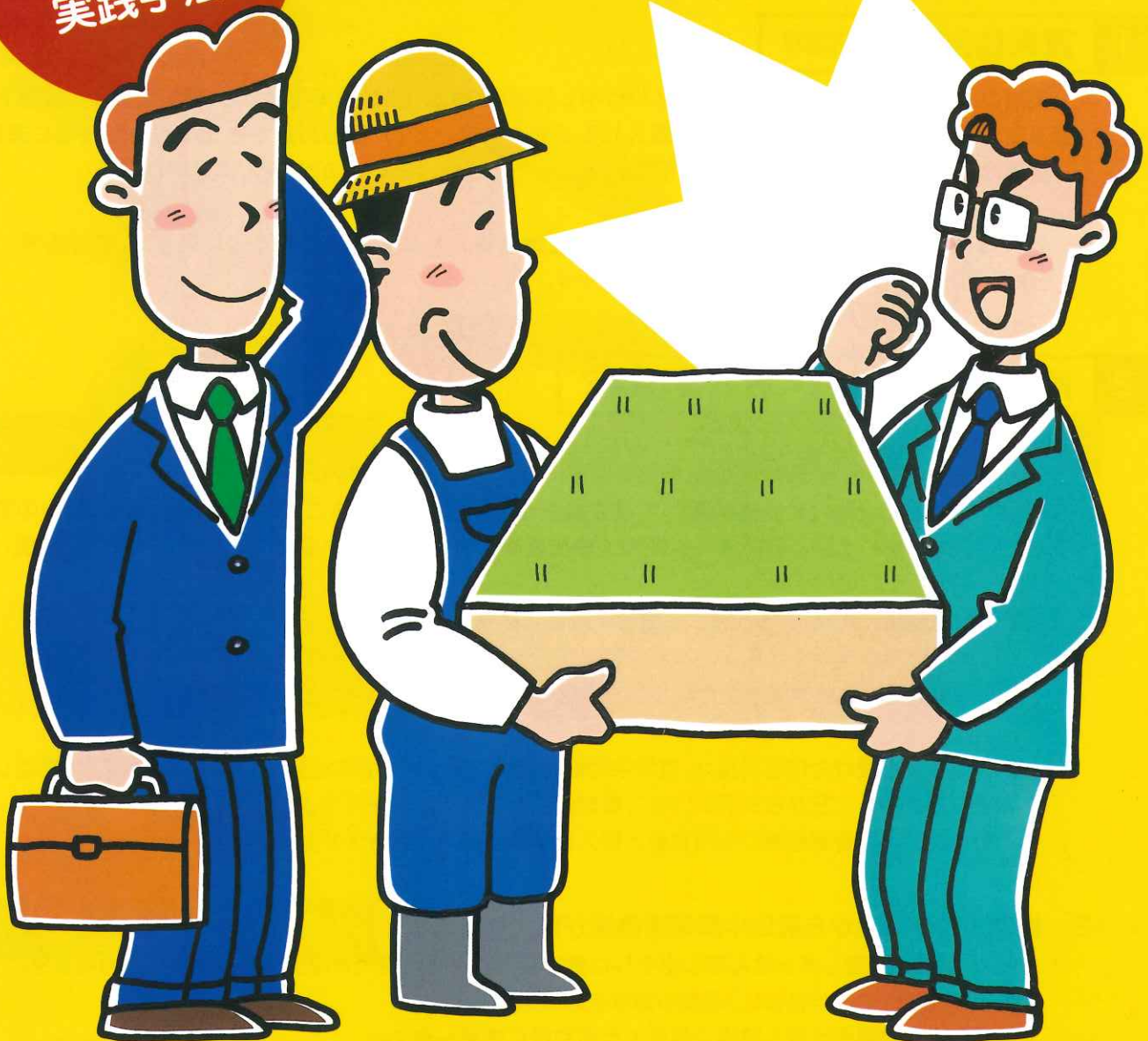


農地中間管理機構特例事業

# 農地を活かす 買入協議制度

1,500万円特別控除制度

地域水田農業  
ビジョンの  
実践手法!



公益財団法人 群馬県農業公社

〒371-0852 前橋市総社町総社2326-2 TEL 027(251)1220

# 買入協議制度を活用して、認定農業者に農地を集積しましょう。

農地の所有者が、買入協議制度によって、農地中間管理機構に農地を売渡した場合、譲渡所得について1,500万円の特別控除が認められます。

## 1 買入協議制度とは？

- 農地の所有者から農地を売渡したいという申し出があった場合に、農業委員会が、認定農業者に農地を利用集積するため、農地中間管理機構が一旦買入れることが必要と認め、市町村長からその旨を所有者に通知して、「農地の所有者と農地中間管理機構で相談(協議)して下さい。」というのが、買入協議制度です。
- 買入協議が成立すれば、農地中間管理機構は農地を買入れます。農地を売渡した方は、譲渡所得について1,500万円が特別控除され、所得税が軽減されます。

## 2 買入協議制度のしくみと要件は？

### 1. 買入協議通知を受け取るまで

- ① 農地を売渡したい農地所有者は、農業委員会にあっせんの申し出をします。
- ② 図①の申し出を受けた農業委員会は、認定農業者が直ちに買入れることが困難などにより、農地中間管理機構の買入れが特に必要と判断される場合に、農業委員会から市町村長へ図③の通知を行うように要請します。

#### 【農地中間管理機構の買入れが特に必要と判断される場合とは？】

市町村の基本構想の実現など、将来的な見地から、優良農地等を認定農業者に集積するために、農地中間管理機構の中間保有機能を活用した方が有効と判断される場合などです。

- ③ 図②の要請を受けた市町村長は、農地中間管理機構の買入れが特に必要と判断する場合には、売渡しあっせんの申し出があった日から3週間以内に、農地所有者に買入協議を行うよう通知します。
- ③' 同時に農地中間管理機構にも所有者と買入協議する連絡が行きます。

### 2. 協議通知受領後から農地中間管理機構が買入れるまで

- ④ 買入協議は、売渡しあっせん申し出をした農地所有者と農地中間管理機構との両者で行われます。  
買入協議期間中は所有者に3週間の譲渡制限が課せられます。
- ⑤ 農地中間管理機構は買入協議の結果を市町村長に連絡します。
- ⑥ 農地所有者と農地中間管理機構の間で協議が成立したら、農地中間管理機構は買入れを行います。
- ⑦ 農地中間管理機構は、買入れた農地を優先的に認定農業者に売渡します。

## 買入協議制度の仕組み

